

送迎バス運行時刻表（令和7年度実績）

田原本駅発			リハビリセンター発			備考
8時	15	45	35			8時
9時	10	30	50	00	20	40
10時	10	30	50	00	20	40
11時	10	35	55	00	25	45
12時	15	35		05	25	
13時		35	55		25	45
14時	15	35		05	25	
15時		20	40	10	30	
16時		20	40	10	30	
17時						17時
18時						18時

※全便送迎車両1にて運用。

送迎バス運行時刻表（令和7年度実績）

田原本駅発			リハビリセンター発			備考
8時	15	45	35			8時
9時	10	30	50	00	20	40
10時	10	30	50	00	20	40
11時	10	35	55	00	25	45
12時	15	35		05	25	
13時		35	55		25	45
14時	15	35		05	25	
15時		20	40	10	30	
16時		20	40	10	30	
17時				20	45	17時
18時				10		18時

※全便送迎車両1にて運行。

社会福祉法人奈良県社会福祉事業団 奈良県障害者総合支援センター
わかくさ愛育園放課後デイサービス事業を利用する児童の送迎業務について

社会福祉法人奈良県社会福祉事業団 奈良県障害者総合支援センター わかくさ愛育園
放課後デイサービス事業を利用する児童の送迎業務（以下「わかくさ」という。）につい
ては、下記のとおりとする。

1 運行時間

- (1) 資料 A に示す時刻表において、16時50分に奈良県総合リハビリテーションセ
ンター（以下「センター」という。）に帰着後、わかくさを利用する児童（以下
「利用児童」という。）をわかくさが管理する送迎車両 2 により、自宅までの送迎
を行う。
- (2) 送迎時には、わかくさの職員（保育士もしくは看護師）1名が必ず同乗するものと
する。
- (3) 小・中・高等学校・養護学校（以下「学校」という。）の春・夏・冬期休業期間中
は資料 A- 2 の運行時間とする。
- (4) 学校の春・夏・冬期休業期間については、事前にわかくさから受託者に通知する。

2 運行場所

- (1) 送迎する利用児童については、センターから片道おおむね 30 分以内に居住する児
童とし、センターを 17 時に出発して 18 時 30 分までにセンターに帰着可能な者
の中から総合的に勘案し、わかくさが事前に決定する。
- (2) わかくさは、送迎を予定している利用児童の氏名、年齢、性別、住所、障害特性、
自宅までの送迎ルート、その他送迎に必要な情報について、あらかじめ運転乗務員
に連絡するものとする。
- (3) 児童の利用状況により、予定していた利用児童以外の児童の送迎を行う場合、わか
くさはできるだけ速やかに、事前に運転乗務員に前項の項目を伝え、運転乗務員の
了承を得るものとする。
- (4) 送迎当日の道路状況等により、運転乗務員と同乗するわかくさの職員の判断によ
り、送迎ルートを変更することも可能とする。

3 その他

その他、わかくさの運行に関する規定は送迎車両運行管理業務委託仕様書に従う。

送迎車両 1 仕様図

(資料 B)

車両：日産 キャラバン

登録：令和3年3月

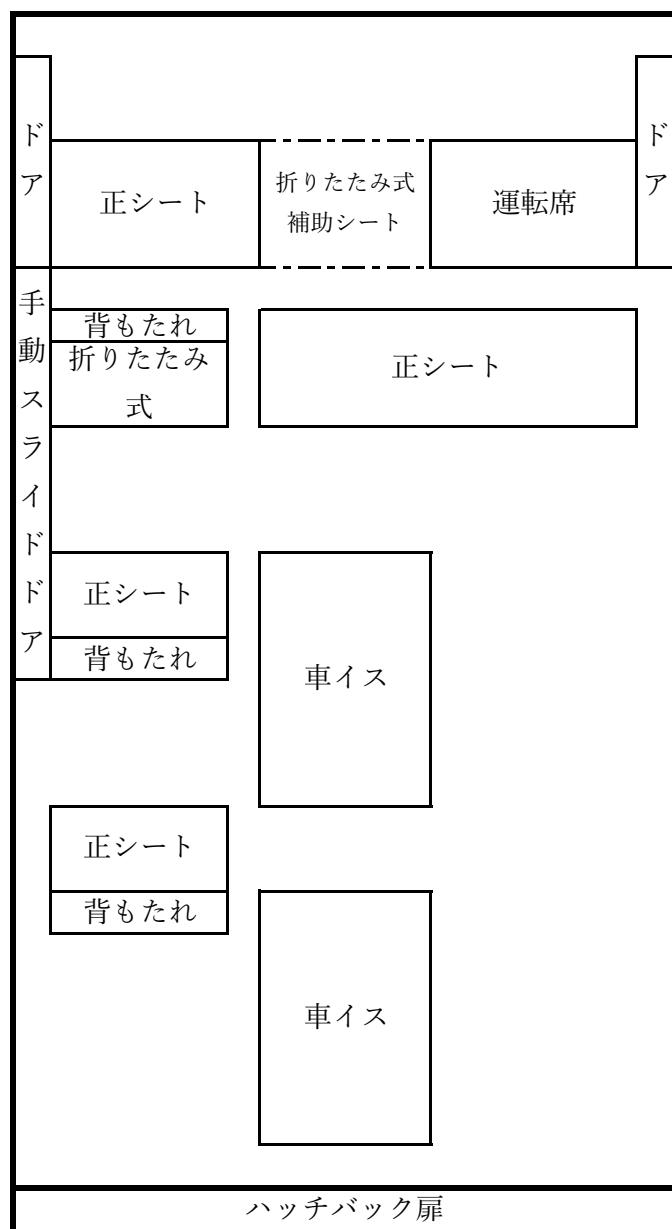
燃料：レギュラーガソリン

変速機：電子制御4速オートマチック

リフター：室内格納式昇降リフター

定員：9名（内 車イス2名）

車両寸法：全長4990mm×全幅1690mm×全高2280mm



送迎車両 2 仕様図

(資料C)

車両：日産 キャラバン

登録：令和4年3月

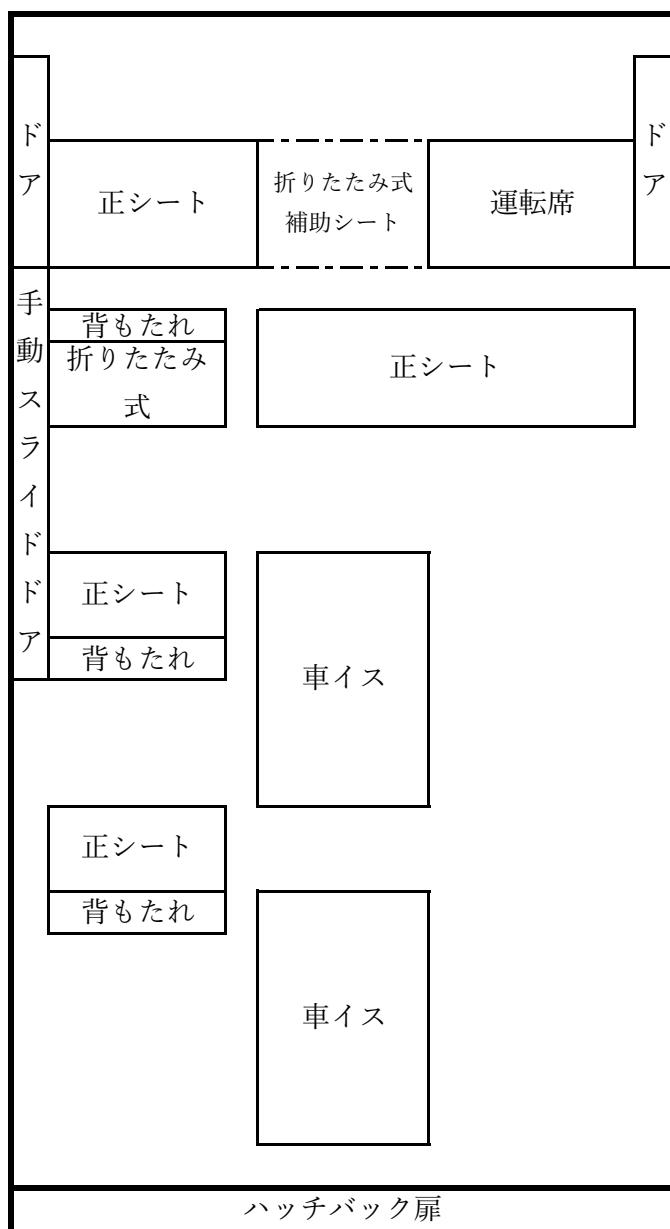
燃料：レギュラーガソリン

変速機：電子制御4速オートマチック

リフター：室内格納式昇降リフター

定員：9名（内 車イス2名）

車両寸法：全長4990mm × 全幅1690mm × 全高2280mm



送迎車両運行管理業務に係る遵守事項

- 1 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を受託者に申し出ること。
- 2 運行年月日、乗降場所、運行時間（出発地での待機開始時刻及び主な経由地における発車・到着の時刻を含む）等の確認を怠らないこと。
- 3 火薬類、揮発油、その他引火性液体など安全な車両運行に支障のあるものを持ち込まないこと。
- 4 車両内で喫煙をしないこと。
- 5 運行車両については、車内の整理整頓、適切な清掃が実施され、運行車両の清潔が保たれていなければならぬこと。
- 6 車両の運行中に当該車両の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに運行を中止すること。
- 7 安全な運行に支障がある箇所を通過しないこと。
- 8 乗降口の扉を閉じ、利用者の安全を確認した後でなければ発車してはならないこと。
- 9 乗降口の扉は、停車前に開かないこと。
- 10 車いすの利用者がいる場合は、エンジンを停止し、後方の安全を確認した上でリフト操作・車いすの固定及び解除を行うこと。
- 11 車両の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに利用者等を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。
- 12 5分以上の遅延が予想される場合や車両不具合等による運行不能時は、奈良県総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）総務課管理係へ連絡を行うこと。
(※連絡に要する運転業務員の携帯電話等の通信費実費は受託者が負担すること。)
- 13 乗務についての所要の記録を行うこと。
- 14 安全操作に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。
- 15 利用者等に対して公平かつ懇切な対応を行うこと。
- 16 利用者等に対して走行中職務上不必要的事柄について話をしないこと。
- 17 職務上知り得た情報を他者に漏らさないこと。（契約解除後も同様とする）
- 18 利用者等の障害に配慮した慎重かつ適切な運転を行うこと。
- 19 感染症対策としてマスクの着用と定期的な車内の除菌（清拭作業）を行うこと。
- 20 その他センターの指示に従うこと。

(資料 E)

災害、異常気象等に伴う送迎バス運行についての取り扱い

送迎バスは、災害、異常気象時において、「奈良県総合リハビリテーションセンター」及び「奈良県障害者総合支援センター」が休業しない限りは、原則として運行する。

○ 運休の場合

- ・樅原地区の奈良交通路線バスが運休した場合は、当該送迎バスも運休するものとする。
- ・当該送迎バスの運行する道路や橋梁等が災害等で走行不能となった場合には運休する。
- ・当該送迎バスが、安全運転に支障が出るような故障等が生じた場合、代替車両の手配ができるまでは運休する。

※ 運休の場合の判断について

- ・奈良交通のホームページの運行状況を確認し、路線バスが運休した場合。
- ・公共機関から道路や橋梁等が災害等で走行不能との連絡が入った場合や判明した場合。
- ・受託者の運転業務員から、道路等が走行不能であるとの申し出があった場合。
- ・受託者の運転業務員から、送迎バスが故障等で安全運転に支障があると申し出があった場合。

※ 運休の場合の手続きについて

- ・委託者は、受託者の運行管理部署に連絡をして、運休の旨を伝える。
なお、当日の始発から運休する場合は、午前 6 時 30 分までに受託者の運行管理部署に連絡をする。
また、受託者の運行管理部署は、委託者のセンターに運休に対しての助言を行うことができる。
- ・委託者は、受託者の運転業務員に運休の旨を伝える。
(始発から運休の場合は、受託者の運行管理部署から運転業務員に連絡。)
- ・委託者は、上記の伝達終了後に、院内放送等を用いて運休等の周知を行う。

- ・運休の連絡を受けた受託者は各停留所に運休の案内の張り紙を掲示する。

- 送迎バスの走行の再開について

- ・橿原地区の奈良交通路線バス運行が再開され、運行する道路や橋梁等の構造物の安全が確認された場合。

(再開についてはセンター職員が運行経路を走行して確認を行う。)

- ・送迎バスの修理等が完了し、安全運行が可能となった場合。
- ・走行再開の場合も運休の伝達と同様の手続きを経ることとする。
- ・再開の連絡を受けた受託者は各停留所の運休の案内の張り紙を撤去する。

- その他

- ・運行(走行)の場合であっても、運転業務員が危険と判断した場合は、最寄りのバス停で風雨等が収まり安全が確認できるまで運転業務員は待機する。
- ・降雪時は、別途協議の上、判断することとする。
- ・上記以外で記載のない事項は、別途協議の上、判断することとする。